

第 8 4 回 定 時 株 主 総 会 資 料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

名工建設株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……(株)大軌、(株)ビルメン、名工商事(株)、(株)静軌建設で非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当社の関連会社（(株)濃建他10社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法

（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法

（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定の工事における見積補償額を計上しております。
- ③工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち当連結会計年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ④賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ⑤役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②過去勤務債務の費用処理方法 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理しております。
- ③数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（１５年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④その他 未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 連結子会社においては簡便法によっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①建設事業

建設事業においては、主に顧客と工事契約を締結しており、当該契約に基づき、建物又は構造物等の施工等を行い、成果物を顧客へ引き渡す履行義務を負っております。当該契約において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足をするにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、工事期間にわたって投入した材料費、労務費、外注費等の工事原価の発生額が履行義務の充足に係る進捗度を忠実に描写していると認められるため、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。このため、これら工事契約においては当該進捗度に基づき収益を認識しています。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②不動産事業等

不動産事業等においては、主に不動産賃貸と不動産販売を行っております。不動産賃貸は主に賃貸用オフィスビルの賃貸を行っておりますが、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

また、不動産販売においては顧客との不動産売買契約等に基づいて物件を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①重要な繰延資産の処理方法 社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。
- ②重要なヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

5. 重要な会計上の見積りに関する事項

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

- ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 90,100百万円（連結）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった連結会計年度に認識しております。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等（工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、建設資材単価や労務単価等の変動）により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

II. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に関する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

なお、改正された「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しておりますが、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	建設事業	不動産事業等	合計	
官公庁	25, 183	－	25, 183	25, 183
民間	66, 829	92	66, 922	66, 922
顧客との契約から生じる収益	92, 013	92	92, 106	92, 106
その他の収益	－	1, 064	1, 064	1, 064
外部顧客への売上高	92, 013	1, 157	93, 170	93, 170

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 ４．会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19, 536
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	23, 402
契約資産（期首残高）	28, 766
契約資産（期末残高）	34, 083
契約負債（期首残高）	2, 189
契約負債（期末残高）	2, 269

建設事業の支払条件は、請負契約毎に異なるため、履行義務の充足との関連性に乏しいが、主として、工事施工期間中に複数回に分けて、あるいは、履行義務の充足に応じて支払われます。

契約資産は、期末日時点で履行義務を充足しているものの、請求期限が到来していない対価の額であり、収益の認識に伴って増加し、顧客に対して対価の額を請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。また、工事収益総額や工事原価総額の見積り等の見直しに伴い増加又は減少します。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、顧客への前受金等の請求に伴って増加し、収益の認識に伴って、売上高へ振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は

1,990百万円であります。

なお、連結貸借対照表上、契約負債は「未成工事受入金」として表示しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
残存履行義務	100,181

なお、残存履行義務は、概ね1年以内に充足する見込みです。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,004百万円
2. 保証債務
連結会社以外の会社等の銀行借入に対する保証 2百万円

Ⅴ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式（千株）	27,060	-	-	27,060

2. 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式（千株）	1,816	0	0	1,816

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額		1株当たり 配当額	基準日	効力発 生日
令和6年 5月17日 取締役会	普通株式	479百万円	利益 剰余金	19円00銭	令和6年 3月31日	令和6年 6月4日
令和6年 10月28日 取締役会	普通株式	454百万円	利益 剰余金	18円00銭	令和6年 9月30日	令和6年 11月25日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和7年 5月19日 取締役会	普通株式	605百万円	利益 剰余金	24円00銭	令和7年 3月31日	令和7年 6月6日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、建設事業を行うための必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理ルールに沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差 額
（１）現金預金	11,976	11,976	-
（２）受取手形・完成工事未収入金等	23,463	23,463	-
（３）電子記録債権	1,173	1,173	-
（４）投資有価証券 その他有価証券	19,847	19,847	-
（５）支払手形・工事未払金等	(12,153)	(12,153)	-
（６）短期借入金	(2,368)	(2,368)	-
（７）社債	(1,000)	(973)	△26
（８）長期借入金	(1,414)	(1,401)	△12
（９）デリバティブ取引	-	-	-

（※１） 負債に計上しているものについては、（ ）で表示しております。

（※２） 市場価格のない株式等は、「（４）投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	1,084百万円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和 7 年 3 月 31 日）

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金預金	11,976	-	-	11,976
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,847	-	-	19,847
資産計	31,823	-	-	31,823

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和 7 年 3 月 31 日）

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	-	23,463	-	23,463
電子記録債権	-	1,173	-	1,173
資産計	-	24,636	-	24,636
支払手形・工事未払金等	-	12,153	-	12,153
短期借入金	-	2,368	-	2,368
社債	-	973	-	973
長期借入金	-	1,401	-	1,401
デリバティブ取引	-	-	-	-
負債計	-	16,896	-	16,896

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として、レベル 2 の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

支払手形・工事未払金等、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された債務額等を用いて算定しております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
3,999	11,969

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,920円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 205円38銭 |

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
未成工事支出金	個別法による原価法
材料貯蔵品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-----------	--

- | | |
|-------------------|---|
| (2) 完成工事補償引当金 | 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定の工事における見積補償額を計上しております。 |
| (3) 工事損失引当金 | 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち期末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事については、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。 |
| (4) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 |
| (5) 役員賞与引当金 | 役員の賞与の支払いに備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。 |
| (6) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 |
| ① 退職給付見込額の期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| ② 過去勤務債務の費用処理方法 | 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生した当事業年度から費用処理しております。 |
| ③ 数理計算上の差異の費用処理方法 | 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により翌期から費用処理しております。 |

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- | | |
|----------|---|
| (1) 建設事業 | 建設事業においては、主に顧客と工事契約を締結しており、当該契約に基づき、建物又は構造物等の施工等を行い、成果物を顧客へ引き渡す履行義務を負っております。当該契約において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足をするにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、工事期間にわたって投入した材料費、労務費、外注費等の工事原価の発生額が履行義務の充足に係る進捗度を忠実に描写していると認められる |
|----------|---|

ため、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。このため、これら工事契約においては当該進捗度に基づき収益を認識しています。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

不動産事業等においては、主に不動産賃貸と不動産販売を行っております。不動産賃貸は主に賃貸用オフィスビルの賃貸を行っておりますが、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

また、不動産販売においては顧客との不動産売買契約等に基づいて物件を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

(2) 不動産事業等

7. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を「退職給付引当金」として表示しております。

10. 重要な会計上の見積りに関する事項

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

① 当期の計算書類に計上した金額 89,215百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット

法)で算出しております。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった事業年度に認識しております。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等(工事契約の変更、悪天候による施工の遅延、建設資材単価や労務単価等の変動)により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌期に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表Ⅲ. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権の額	3百万円
長期金銭債権の額	2百万円
短期金銭債務の額	1,264百万円
長期金銭債務の額	0百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	12,877百万円
3. 保証債務	
連結会社以外の会社等の銀行借入に対する保証	2百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引高	4,530百万円
営業取引以外の取引高	21百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 期 首 株 式 数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普通株式(千株)	1,816	0	0	1,816

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡請求によるものです。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	725百万円
退職給付引当金	1,036百万円
販売用不動産評価損	136百万円
投資有価証券評価損	199百万円
その他	296百万円
繰延税金資産小計	2,395百万円
評価性引当額	△439百万円
繰延税金資産合計	1,955百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,481百万円
固定資産圧縮積立金	△287百万円
繰延税金負債合計	△3,769百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,813百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当該事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）は77百万円増加し、法人税等調整額が22百万円減少し、その他有価証券評価差額金が99百万円増加しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,782円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 201円61銭 |